

## クラウドカメラ設置におけるチェックリスト

このチェックリストは、セーフイーのクラウドカメラ利活用時において、特に注意いただきたいポイントをIoT推進コンソーシアム・総務省・経済産業省作成の「カメラ画像利活用ガイドブック」をもとにチェックリストとして抜粋、整理したものです。詳細は最新の「カメラ画像利活用ガイドブック」及び、特に、防犯目的でのカメラ画像の取扱いについては個人情報保護委員会が公表する「カメラに関するQ&A(『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A)より抜粋)をご参照ください。

### 1. 企画時の配慮

#### (1) 外部環境の変化とリスク分析

- カメラ画像利活用にかかる関係法令などを確認しましたか？  
(例:個人情報保護法など)

#### (2) サービスの目的の明確化

- サービスの目的を確認しましたか？
- カメラ設置の正当性を確認しましたか？

#### (3) プライバシー配慮できる全体計画の立案

- プライバシーに関わるリスク分析を実施しましたか？
- その結果を反映できるよう、投入するリソース、全体スケジュールの設計を実施しましたか？

### 2. 設計時の配慮

#### (1) 画像処理方法、データライフサイクル整理・責任主体の明確化

- 個人情報にあたるか否かを確認しましたか？
- データのライフサイクルを整理、ビジネスパートナーとの関係を整理し、責任主体を明確化しましたか？

#### (2) プライバシー侵害のリスク分析

- プライバシーに関わるリスク分析を実施しましたか？
- 特定されたリスクの低減などのリスク対応を実施しましたか？

#### (3) ルール整備

- 問い合わせ対応や、漏えい等のインシデント発生時の対応を含む運用時のルールを整備しましたか？

#### (4) 運用体制構築、ルールの教育・周知徹底

- システム管理者等を定めた運用体制を構築しましたか？
- 一元的な問い合わせ窓口を設置しましたか？
- 自社従業員に対してルール徹底のための教育を実施し、関係するビジネスパートナーにも周知しましたか？

### 3. 運用時の配慮

#### 3-1. 運用時の配慮

##### (1) 事前告知時の配慮

###### ① 十分な告知期間をもった事前告知

- 開始1ヶ月前にWebサイトなどでの事前告知を実施しましたか？
- 開始1ヶ月前に店舗での事前告知を実施しましたか？

###### ② 事前告知の内容

- 目的は明確に伝わりますか？
- 映像利活用によるお客様などのメリットを記載していますか？
- 分析する情報を明記しましたか？
- 取得・加工する情報の取り扱いについて記載していますか？
  - 期間/運用時間帯/対象エリアを記載していますか？
- データの保存期間を記載していますか？
- 問い合わせ先を記載していますか？

##### (2) データ取得時の配慮

###### ① 通知の実施

- 撮影場所においてカメラにより生活者自らの画像が取得され、利用されていることについて、生活者が容易に認識可能になるよう、店舗での掲示を実施していますか？
- カメラ付近での掲示を実施していますか？
- Webサイトでの掲示を実施していますか？

##### (3) データ取り扱い時の配慮

###### ① 画像の破棄

- 個人の識別あり
  - 一定期間後、特徴量データを破棄する仕組みを構築していますか？
- 個人の識別なし
  - カメラ画像はシステムメモリ上で処理され、

保存されず破棄される仕組みを構築していますか？

②処理データの保存

□個人の識別あり

□一定期間後、特徴量データを破棄し、紐づけられた来店履歴、動線データ、  
購買履歴を、特定の個人を識別できない形(統計情報として)で保存する仕組みを  
構築していますか？

□個人の識別なし

□数値のみを統計情報として保存する仕組みを構築していますか？

③映像データの保存

□録画期間を超えた映像データ保存あり

□録画期間を超えた映像データ保存を行う旨を店舗掲示物に反映していますか？

3-2. 管理時の配慮

(1)安全管理対策

①利用範囲/アクセス権

□データの取り扱いが自社内に限定されていますか？

□オーナー/シェアユーザーは明確にされていますか？

□バックヤードなどにおいても映像が不特定多数の目に触れないような仕組みづくりを  
実施していますか？

□データアクセスは管理者のみに限定されていますか？

(2)問い合わせ対応

①問い合わせ対応

□問い合わせ体制を構築していますか？

②第三者提供の有無

□あり ⇒別途、検討が必要です

□なし

□第三者提供しない旨をウェブサイトに掲載していますか？

## 〇〇店において防犯カメラを設置いたします

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社は、〇〇店において〇〇月〇〇日より防犯カメラを設置します。  
設置したカメラの映像を以下の目的で利用します。

・犯罪行為の防止及び、当該行為発生時の状況確認のため

取得した映像は高度な暗号化により安全に管理され、取得から〇日間経過後に自動消去されます。  
また、ここで取り扱う映像情報は、当社内及び、所定の委託事業者でのみ利用し、第三者に提供することはありません。

### ●概要

利用目的	〇〇店での犯罪行為の防止及び、当該行為発生時の状況確認のため
実施概要	■映像情報 お客様の顔を含む全身画像および映像を取得します。 取得した映像は取得日より〇日間経過後に自動消去されます。当該目的以外で映像情報は利用いたしません。
データ取得期間	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日～
データ取得者	〇〇株式会社
映像・データの取り扱い	〇〇株式会社では、 個人情報の保護に関する法律、同法の政令や規則及び同法のガイドラインなどの遵守のための基本方針を策定し、データの取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備しています。
本件の詳細	(ウェブページなどへのリンク)
本件に関する問い合わせ先	〇〇株式会社 (メールアドレス、電話番号など)

#### ※注意事項

カメラの設置状況等から防犯目的でカメラが設置されていることが明らかな場合、利用目的の通知・公表は不要と考えられています。

しかし、カメラの設置状況等からカメラで撮影されていることが分かりづらい場合、カメラで撮影していることを分かりやすく伝えるための工夫が必要です。例えば、防犯カメラが作動中であることを店舗や駅・空港等をはじめとする施設の入口や、カメラの設置場所等に掲示する等の対応が挙げられます。

また、カメラの外観等から撮影されていることが分かりやすい場合であっても、上記例で示した対応を行うことが望ましいと考えられます。